第3次 那須塩原市 第3次 那須塩原市 第3次 那須塩原市

平成 29 年度~平成 33 年度





計画策定の趣旨

那須塩原市では、平成19年3月に「那須塩原市男女共同参画推進条例」を制定し、同時に条例の目的を達成するため「那須塩原市男女共同参画行動計画」(平成19年3月制定)から現在の「第2次那須塩原市男女共同参画行動計画」(平成24年3月策定)に沿って、市民、事業者及び国・県と共に男女共同参画社会の形成に関する取組を、総合的かつ計画的に推進してきました。

平成28年度をもって計画の期間が終了することから、これまでの取組の更なる推進と新たな課題に対応して行くため、「第3次那須塩原市男女共同参画行動計画」を策定しました。

計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

計画の基本理念

「那須塩原市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる次の基本理念を、本計画の基本理念とします。

(1) 男女の人権の尊重

- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 男女の生涯にわたる健康の確保
- (6) 国際社会の動向を踏まえた取組

計画の推進

推進体制の充実

(1) 男女共同参画推進本部

庁内の横断的組織である「男女共同参画推進本部」を中心に、全庁を挙げて本計画の推進に取り組みます。

- (2) 男女共同参画審議会
 - 市長の諮問機関である男女共同参画審議会に対し、必要に応じて意見や提言を求めます。
- (3) 関係機関、団体等との連携
 - 国、県、近隣市町、事業者、民間団体等との連携強化を進め、協力して課題解決に取り組みます。

計画の進行管理の強化

(1) 進行管理と公表

年度ごとに、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について点検評価し、これを公表します。

- (2) 計画の見直し
 - 社会情勢の変化や各種施策の実施状況や効果を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。
- (3) 調查研究等

男女共同参画に関する意識調査を定期的に実施し、男女共同参画社会の形成状況を調査研究して行きます。

(4) 情報収集と提供

国、県、企業等の情報を収集し、男女共同参画広報紙等で市民に提供します。

「男女共同参画社会」って何だろう?

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会です。

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女が共に夢 や希望を実現できる社会を目指します!!

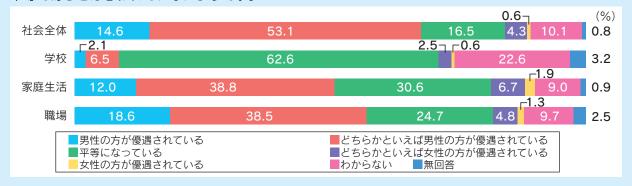
那須塩原市の現状

資料: 「那須塩原市男女共同参画社会に関する意識調査」(平成27年)

男女の地位の平等観について

■ 男女の地位が平等になっていると感じる人の割合【H27意識調査】

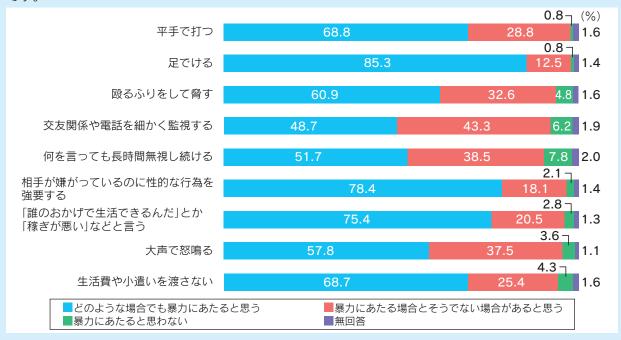
「学校」以外では男性の方が優遇されていると感じる人の割合が高くなっており、まだまだ男女の地位が 平等であるとは思われていないようです。



暴力と認識する割合について

■ 配偶者・パートナー・恋人の間で行われた場合、暴力として認識する人の割合

DVには下記の項目以外にも多様な種類がありますが、暴力にあたらないと認識している人も多いようです。



■ 夫婦の役割分担

夫婦の役割分担では、「主な収入」と「町内行事などの参加」以外は妻の役割との回答となっており、多くの役割が女性に偏っています。

夫婦の役割分担の状況

	主に妻	どちらかと いえば妻	夫婦同じ 程度	どちらかと いえば夫	主に夫
食事の支度	57.3%	25.6%	12.5%	0.7%	0.8%
洗濯	56.5%	20.4%	18.5%	1.5%	0.7%
掃除	44.8%	22.5%	27.0%	2.3%	0.7%
食事の片づけ	46.0%	19.2%	24.7%	5.6%	2.0%
家計の管理	43.9%	19.8%	21.8%	6.0%	5.0%
親や身内の介護	19.5%	18.2%	39.8%	1.1%	0.2%
町内行事などの参加	13.1%	9.9%	36.5%	19.1%	12.6%
子どもの世話	29.6%	23.3%	35.0%	0.5%	0.2%
主な収入	1.1%	0.9%	19.4%	30.4%	44.9%
ゴミ出し	27.0%	9.1%	25.4%	18.9%	16.6%

基本目標 I 男女共同参画の意識づくりと環境整備

男女が、性別による差別的扱いを受けず、自らが望む生き方を選択できる社会の実現を目指し、様々な場面において男女共同参画意識の啓発を図り、性別による固定的役割分担意識の解消に努めます。

また、男女が、家庭生活における活動及び職業・地域活動その他の社会活動との両立を果たすことができる環境づくりと子育てや介護サービスの充実などの社会的支援に努めます。

施策の方向 I - 1 男女共同参画意識の醸成

基本方針

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見については、時代とともに変わりつつあるものの、特に男性に強く残っており、そのことが家事や育児、家族の介護等の家庭における役割の多くを事実上女性が担っていることにつながっているとの指摘があります。このことから男性の家庭生活への参画を推進するため、意識啓発や情報提供等を通して、男女共同参画への男性の理解促進と意識改革を目指します。

〈施策〉 ① 男女共同参画の視点に基づく啓発の推進

施策の方向 I-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本方針

共働き世帯が増加し、個人の価値観や生き方が多様化している中で、これまでの長時間労働を前提 とした働き方や固定的な役割分担意識を見直す必要があります。

本市では、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進し、男女がお互いの生き方を認め合いながら、協力して家事、育児、介護などに取り組むことで、希望するライフスタイルを実現できるよう、子育てと介護サービスの充実や支援に取り組みます。

〈施策〉 ① 家庭生活におけるよりよいパートナーシップの推進

② 子育てサービス・支援の充実 ③ 介護サービス・支援の充実

施策の方向 I-3 子育てと教育の場における男女共同参画の推進

基本方針

他人を思いやり尊重することのできる人権意識や多様な選択を可能にする男女平等意識は、家庭や 学校の中で幼少期から形成されることから、教育の果たす役割は大きいものがあります。

本市では、男女共同参画社会を実現するために、意識や考え方に大きな影響を与える家庭教育、幼児教育や学校教育の場において、発達の段階に応じた教育を継続的に行っていきます。

また、教職員や保護者についても、男女平等教育を推進するための研修会等を積極的に実施します。

〈施策〉 ① 家庭における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

② 学校における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

基本目標Ⅱ 男女の人権尊重と暴力の根絶

男女がお互いの性を理解し尊重し合える人権意識の確立を目指し、性に関する正しい知識の普及を図るとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶に努めます。

また、男女が生涯を通じて社会参画していくことのできる環境づくりを目指し、健康の保持増進を 図るとともに、高齢者、ひとり親家庭、障害者等に対する自立支援や生きがい対策に努めます。

施策の方向Ⅱ-1 人権意識の醸成

基本方針

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いの身体的性差を理解し合い、個人としての人権が尊重されることが重要です。

本市では、差別や偏見のない社会を実現するため、性同一性障害等についての理解を深めるための啓発を行います。

また、豊かな母性と父性を育むための健康教育の実施や発達の段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を行うため、学校と関係機関との更なる連携強化を図ります。

〈施策〉 ① 男女の人権尊重に向けた意識啓発の推進 ② 性の尊重に対する意識啓発の推進

施策の方向Ⅱ-2 男女間のあらゆる暴力の根絶

基本方針

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、絶対に許されるものではありません。また、対策の推進に当たっては、市民の正しい理解を促し認識を深めるとともに、DV被害者の安全と人権を最大限に尊重する必要があります。

本市では、「第2次那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、配偶者等からの暴力防止、被害者の安全確保及び自立支援等の施策を総合的かつ一体的に取り組みます。

〈施策〉 ① 暴力の未然防止·再発防止のための取組の推進 ② 被害者の早期発見及び相談体制 の充実 ③ 安全に配慮した支援体制の充実 ④ 被害者の自立に向けての支援の充実

施策の方向Ⅱ-3 生涯を通じた男女の生活環境の整備

基本方針

男女が、生涯にわたり健康でいきいきと自らの個性や能力を発揮して行くためには、健康を保持し、いつまでも社会と関わりながら自分らしく生きていくことが重要です。

本市では、男女が、心とからだの健康を保持増進し、生涯を通じて社会参画していけるよう、それぞれのライフステージに応じた健康や体力づくりへの支援を行うとともに、高齢者の介護予防及び生きがい対策の充実を図ります。

また、貧困や高齢・障害など困難を抱える男女に対し、国や県との連携のもと、経済的な自立支援、 各種サービスの充実などにより、安心して生活ができるよう支援に努めます。

〈施策〉 ① 生涯を通じた心とからだの健康支援 ② 高齢期における生活環境の整備

③ 貧困家庭・ひとり親家庭・障害のある人の生活環境の整備

基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女が、性別に関わりなく個人としての能力を十分に発揮できる機会の確保を目指し、男女共同参画社会形成を担うリーダー等の人材を育成するとともに、政策等の立案や方針決定の場への女性の参画促進に努めます。

就業分野における女性の活躍推進のための環境整備、子育てや介護サービスの充実などの社会的支援に努めます。

施策の方向Ⅲ-1 地域活動における男女共同参画の促進

基本方針

社会の活力を高めるためには、男女を問わず、様々な立場の意見を取り入れることが重要です。

本市では、身近な暮らしの場である地域の活動に性別や年代にかかわらず参画できる環境づくりを 推進するため、地域に学習や交流の機会を提供する市民活動支援センターを設置運営し、男女を問わ ず、あらゆる市民及び団体が、地域活動、市民活動に積極的に参加できる体制を整備します。

また、地域活性化のため、コミュニティ設立と活動への支援、自主防災組織の結成や地域自主防犯活動への支援に取り組みます。

〈施策〉 ① 男女の地域社会活動への参画の促進 ② 防災やまちづくり等における男女共同参画の推進

施策の方向Ⅲ-2 政策・方針決定過程への女性の参画推進

基本方針

男女共同参画社会の実現には、男女が社会の対等な構成員として、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野の政策・方針決定過程へ女性が積極的に参画して行くことが求められています。

本市では、男女共同参画の視点を踏まえ、審議会等において、性別に偏りのない参画が図られるよう働き掛けていくとともに、女性リーダーの育成と発掘に努め、地域等で活躍できる女性の育成を進めます。

〈施策〉 ① 審議会等への男女共同参画の推進 ② 男女共同参画を推進する人材の育成と団体の支援

施策の方向Ⅲ-3 就労の場における女性の活躍推進

基本方針

豊かで活力ある社会の実現を図るため、男女が共に働きやすい職場環境の整備やより一層の女性の職業生活における活躍推進が求められています。

本市では、就労や労働環境、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を積極的に行いながら、長時間労働の是正や柔軟な勤務形態の導入等に向けた取組推進にむけて、啓発を行います。

さらに、女性への再就職のための情報提供や創業支援、農村女性の地位向上・経営参画のために女性認定農業者や女性農業士の育成を目指すこと等で、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方が実現できる環境づくりに取り組みます。

〈施策〉 ① 職場における男女共同参画の推進 ② 女性の再就職に対する支援

③ 商工業及び農業等に従事する女性の経営への参画促進

計画が目指す目標値

		基準値 (H27年度)	目標値 (H33年度)				
	施策の方向 I – 1 男女共同参画意識の醸成	(1127年度)	(1155年度)				
	① 男女共同参画の視点に基づく啓発の推進						
基本目標	男は仕事、女は家庭といった性別による役割を固定する考えを持つ人の割合	7.7%	3.5%(以下)				
	男女共同参画広報紙「みいな」の認知度	30.5%	33.5%				
一種	施策の方向 I – 2 ワーク・ライフ・バランスの推進						
Ĭ	① 家庭生活におけるよりよいパートナーシップの推進						
男女共同参画	家庭生活において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	30.6%	37.0%				
	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	24.4%	33.5%				
共	「家庭の日」推進のため行う『子どもフェスタ』の来場者数	350人	500人				
同	② 子育てサービス・支援の充実						
参	ファミリーサポートセンター活動件数	1,042件	1,400件				
一の	放課後児童クラブの児童数	1,507人	1,830人				
意	③ 介護サービス・支援の充実						
意識	地域包括支援センター相談件数	19,301件	20,000件				
づくりと	施策の方向 I – 3 子育てと教育の場における男女共同参画の推進						
n	① 家庭における男女共同参画を推進する教育・学習の充実						
	親学習プログラム活用事業の実施回数	28回	30回				
環	家庭教育オピニオンリーダー会員数	33人	43人				
環境整備	② 学校における男女共同参画を推進する教育・学習の充実						
備	学校における男女の地位が平等になっていると感じる割合	62.6%	68.0%				
17112	人権教育ワークショップ等に参加した教員・保護者・児童生徒の数	411人	560人				
	市要請訪問や県人権教育支援訪問等を活用した人権研修を実施した学校数	15校	20校				
	施策の方向 II - 1 人権意識の醸成						
	① 男女の人権尊重に向けた意識啓発の推進						
	社会全体の中で男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	16.5%	23.0%				
基	② 性の尊重に対する意識啓発の推進						
李	暴力について「どこ(誰)に相談してよいのか分からない」と答えた人の割合	17.8%	12.0%(以下)				
本目標Ⅱ	思春期保健事業(性に関する指導等)の実施中学校数	全校実施	全校実施				
	施策方向 II - 2 男女間のあらゆる暴力の根絶						
	① 暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進	00.00/	100.004				
男	夫婦間における「平手で打つ」を暴力として認識する人の割合	68.8%	100.0%				
め	② 被害者の早期発見及び相談体制の充実	F F //4	00#				
人	DV相談件数	55件	80件				
権	④ 被害者の自立に向けての支援の充実	0.1	2.1				
等金	DV被害者の自立支援を行う婦人相談員数 な符の立つ エース・ たぼちるじた 関大のた 活環境の 整備	2人	3人				
上	施策の方向Ⅱ - 3 生涯を通じた男女の生活環境の整備 - ① 生涯を通じたの健康支援						
暴	① 生涯を通じた心とからだの健康支援 	41.1%	50.0%				
力	ストライン たいでき 文 50 年 お父さんの育児参加について「よくやっている」と思う母親の割合(1歳6か月児健康診査)	57.4%	60.5%				
規	② 高齢期における生活環境の整備	37.470	00.576				
男女の人権尊重と暴力の根絶	② 同即期にのける土冶環境の笠間 介護予防のための「住民運営の通いの場」の数	0箇所	40箇所				
	③ 貧困家庭・ひとり親家庭・障害のある人の生活環境の整備		40回川				
	ひとり親家庭の自立支援のための高等職業訓練促進給付金の新規申請者数	4人	8人				
	でこり税	10.6%	12.0%				
	「キロツαバンハッパが、エ/ロメ)及り/にはりり/川 設和 リソ トクツ川 白り ゴロ	10.070	12.070				

		基準値 (H27年度)	目標値 (H33年度)			
	施策の方向Ⅲ-1 地域活動における男女共同参画の推進					
	① 男女の地域社会活動への参画の促進					
基本目標	地域・社会活動に参加していない人の割合	39.8%	34.0%(以下)			
	生涯学習出前講座利用件数(行政編)	174件	200件			
	(市民編)	11件	20件			
	市民大学講座受講者数【延べ】	575人	人008			
標	中小企業で働く青少年の福祉増進と健全育成のための「講座開催数」及び	26講座	30講座			
Ⅲ		1,392人	1,500人			
あ	② 防災やまちづくり等における男女共同参画の推進					
96	自主防災組織の世帯カバー率	72.7%	95.0%			
ゆ	自主防犯団体新規補助件数【累計】	0件	6件			
る A	施策の方向Ⅲ-2 政策・方針決定過程への女性の参画推進					
あらゆる分野へ	① 審議会等への男女共同参画の推進					
	審議会等における女性委員の割合	33.0%	40.0%			
	施策の方向Ⅲ-3 就労の場における女性の活躍推進					
男	① 職場における男女共同参画の推進					
女世	職場において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	24.7%	30.0%			
の男女共同参画	創業支援資金融資件数	12件	15件			
参	チャレンジショップ補助件数	2件	5件			
画	創業支援塾開催回数	18回	20回			
が	創業支援塾受講者数	28人	30人			
が推進	家族経営協定締結件数【累計】	270件	345件			
	市職員一人当たりの一月平均時間外勤務数	20.3時間	15時間以内			
	③ 商工業及び農業等に従事する女性の経営への参画促進					
	女性認定農業者数	35人	40人			
	女性農業士数	6人	7人			

第3次 那須塩原市男女共同参画行動計画(ダイジェスト版)

平成29年3月

那須塩原市 企画部 市民協働推進課

〒325-8501 那須塩原市共墾社108番地2

電話 0287-62-7019

FAX 0287 - 62 - 7220

E-mail kyoudousuishin@city.nasushiobara.lg.jp